

令和3年監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和2年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第9項により次のとおり公表する。

令和3年2月4日

扶桑町監査委員 水野敏夫

扶桑町監査委員 丹羽友樹

財政援助団体監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

2. 監査の対象

令和元年度及び令和2年度の愛知北農業協同組合（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本町からの財政援助に係る事務

- ① 部会組織育成指導費補助金
- ② 病虫害防除対策費補助金

3. 監査実施日

令和3年2月4日（木）

4. 監査の目的及び方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金はその目的に従い適正に執行されたか、またその効果が十分達せられたかについて監査を実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者からの説明を聴取した。

5. 監査の結果及び意見

監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められた。今後とも、補助効果の向上に一層の努力をされたい。

なお、一部において次のとおり指摘事項が見受けられたので、適切な指導を図られたい。

- ① 部会組織育成指導費補助金において、扶桑町農業振興対策事業費補助金交付要綱別表の補助率が定額と記載されているが、補助率の根拠を明示してください。
- ② 部会組織育成指導費補助金において、事業計画書及び実績報告書における収支項目区分と愛知北農業協同組合における収支項目区分の統一を図ってください。
- ③ 愛知北農業協同組合でのそれぞれの部会の会計簿を作成してください。